

令和 5 年 5 月 18 日現在

機関番号：32682

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2022

課題番号：18K01421

研究課題名（和文）戦前期日本の軍法務をめぐる実証研究 陸軍法務官・堀木常助を中心として

研究課題名（英文）An Empirical Study on Military Justice in Prewar Japan: Focusing on Horiki Tsunesuke, an Army Judge Advocate

研究代表者

西川 伸一（Nishikawa, Shin-ichi）

明治大学・政治経済学部・専任教授

研究者番号：00228165

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,100,000円

研究成果の概要（和文）：本研究課題の最大の研究成果として、『ある軍法務官の生涯 堀木常助陸軍法務官の秋霜烈日記・伊勢、旭川、善通寺、そして満州』（風媒社、2023）なる自著を刊行したことが挙げられる。作成に当たって主に依拠した一次資料は、堀木常助が遺していた3冊の日記である。堀木の曾孫より提供を受けた。その細かいくずし字を解読し記載事項の文脈を理解する作業をした。現地にも足を運んだ。堀木の生地である伊勢、堀木の勤務地であった旭川と善通寺である。堀木の勤務実態を追跡するとともに、その前提として軍法務に関する制度的な説明も行った。自著刊行によって「戦前の軍法務研究の発展に寄与したい」との研究目的は、達成しえたと考える。

研究成果の学術的意義や社会的意義

軍隊が存在しない戦後日本では軍法会議は存在していない。従って、戦前の軍法会議の研究は手薄で、さらにはそこでの唯一の文官である法務官に注目されることはなかった。本研究課題の最終年度にあたる2022年12月に軍法務研究の第一人者である北博昭が死去した。図らずも本研究は北の研究を引き継ぐことになった。そこに本研究の学術的意義がある。一方、集団的自衛権の行使を可能にする憲法解釈の変更が行われ、敵基地攻撃を可能とする閣議決定も行われた。自衛隊は限りなくふつうの軍隊に接近している。遠からず軍事司法の整備を唱える主張がなされるかもしれない。それに「備える」ことに本研究の社会的意義が認められる。

研究成果の概要（英文）：The greatest achievement of this research project is the publication of my book, "The Life of an Army Judge Advocate: The Daily Record of an Army Judge Advocate Horiki Tsunesuke: Ise, Asahikawa, Zentsuji, and Manchuria" (Fubaisha, 2023). The primary source materials used for this book were three diaries left by Horiki Tsunesuke. The diaries were provided by Horiki's great-granddaughter. I worked to decipher the fine scribbles and understand the context of the entries. I also visited Ise, Horiki's birthplace, and Asahikawa and Zentsuji, where Horiki worked. In addition to tracing the actual conditions of Horiki's service, I also provided an institutional explanation of military legal affairs as a prerequisite. By publishing this book, I believe I have achieved my research goal of "contributing to the development of prewar military legal research."

研究分野：政治学

キーワード：軍事司法 軍法務 法務官 堀木常助 軍法会議 政軍関係

1. 研究開始当初の背景

本研究課題に取りかかる前に、すでに私は法務官にかかわる論文を2篇執筆していた。従来研究してきた最高裁判所裁判官に、矢口洪一元最高裁判所長官をはじめ法務官経験者がいることに気づいたことがきっかけである。

○2013「軍法務官研究序説—軍と司法のインターフェイスへの接近—」『政経論叢』第81巻第5・6号。

○2014「戦前期日本の軍法務官の実体的研究—軍法務官193人の実名とその配属先をめぐって—」『明治大学社会科学研究所紀要』第53巻第1号。

これらはいずれも戦前に『官報』に掲載される人事情報によって、個々の法務官の実名と異動を割り出したものであった。そもそも法務官研究は手薄で二・二六事件の軍法会議で活躍した「著名な」法務官以外に、法務官の実名すら判明していなかった。その研究の空白を埋めようとした。ただ一方で、法務官名をリスト化するととどまってしまうのもどかしさを禁じ得なかった。一人ひとりの法務官の「肉声」が聞こえてこないのである。

ところが、数年して堀木常助という陸軍法務官の曾孫の方からメールをいただいた。私の論文(2014)をネット上でみつめて読んでいったところ、曾祖父の名前をみつけた。曾祖父が遺した資料があるのでみてほしいとのことであった。曾孫の方は何度か私の研究室に足を運ばれ、資料やその背景を説明いただいた。中でも注目したのが、堀木が書いていた日記である。これを読み解けば、まさに法務官の「肉声」をつかめると確信した。

こうした背景、ないしは資料的裏付けがあって、私は本研究課題に取り組むことになった。

2. 研究の目的

戦後の日本には軍隊は存在しない。従って、軍法務の要である軍法会議も存在しない。そのため、軍法会議や軍事司法については社会的にも学術的にも大きな関心が払われることはなかった。一方で、戦前には陸海軍軍法会議法を根拠として、陸軍であれば各地の軍や師団などに、海軍であれば各地の鎮守府や艦隊などに、それぞれ軍法会議が設置されていた。その裁判官として将校が判士に任命されたが、もちろん彼らは法律に関しては素人である。そこで、司法官試補の資格をもつ文官を法務官に任命して軍法会議に関与させ、法的公正性を担保した。通常5人で構成される軍法会議では、4人は判士・1人は法務官という裁判体をとっていた。

繰り返すが、軍法会議のない戦後日本でこれらのことが注目されないことはむしろ当然である。とはいえ、1990年代以降PKO活動の名目で自衛隊の海外出動が日常化するようになった。加えて、2010年代半ばには限定的とはいえ集団的自衛権の行使が可能となり、自衛隊が国外で「自衛のための必要最小限度の実力行使」という名の戦争を行えるようになった。2020年代にいたって、敵基地攻撃能力も閣議決定で認められた。

言い換えれば、自衛隊はほぼ通常の軍隊と変わらない実力組織へと変貌を遂げつつある。ならば、「防衛」法務についても私たちは「心の準備」をしておくべきではないのか。軍隊をもつということは、軍法会議をはじめ軍事司法を整備することと同義なのだ。本研究の目的は、単にこれまでの研究の空白を埋めることにとどまらない。「いま」を意識して、軍法会議と法務官が存在していた時代とはいかなる時代であったかを再現しようとした。

3. 研究の方法

研究課題名に「実証研究」と謳った。それに忠実な研究方法をとった。具体的には、堀木常助に関する一次資料を徹底的に収集した。堀木の曾孫の多大な協力のおかげで、堀木の日記、堀木の葬儀の際に作成された堀木の生涯を記録した小冊子、最後の勤務地である満州から送られた電文などである。とりわけ日記については、独特のくずし字で書かれていたため判読に難渋した。日本政治史の専門家に助力を仰ぐこととした。また、堀木の生地と勤務地(満州をのぞく)に赴き、たとえば旭川市図書館ではそこにしかない『旭川新聞』のマイクロフィルムを閲覧した。

これらを材料として、「4」に記した書籍を執筆していった。

もちろん一次資料の分析だけでは研究に膨らみをもたせられない。堀木が記した固有名詞やポスト名にかかわる二次資料にあたって研究の射程を広げた。一例を挙げれば、堀木は「獣の将校」と記している。これは獣医のことである。当時の陸軍では馬は必須の移動手段であり、それに比例して陸軍における獣医の地位と発言力が高かったことがわかった。堀木が満州で聞いた医師の講演から彼の地での医師による医学犯罪へと射程は広がった。

4. 研究成果

本研究課題の最大の研究成果として、『ある軍法務官の生涯 堀木常助陸軍法務官の秋霜烈日記・伊勢、旭川、善通寺、そして満州』(風媒社、2023年)なる自著を刊行したことを挙げることができる。本書の章立ては次のとおりである。

はじめに

第1章 軍法会議と法務官

- 第2章 伊勢の名門・堀木家の六男として生まれて
- 第3章 旭川第七師団勤務の日々―一九一六年の日記より
- 第4章 善通寺第十一師団勤務から朝鮮軍勤務まで
- 第5章 満州勤務の日々()―渡満・軍事郵便・恤兵
- 第6章 満州勤務の日々()―アヘン・満州航空・国葬
- 第7章 満州勤務の日々()―満洲医大・コレラ蔓延・国防婦人会
- 第8章 病死と四万円寄付
- 終章 法務官制度の変質

作成に当たって主に依拠した一次資料は、堀木常助が遺していた3冊の日記である。堀木の曾孫より私に提供された。その細かいくずし字を解読し記載事項の文脈を理解する作業をした。第2章から第7章まではこれらの結果を時系列に基づき文章化していった。本研究費を用いて現地にも足を運んだ。堀木の生地であり立派な墓が建立されている伊勢、堀木の勤務地であった旭川と善通寺である。第1章は本書の前提として制度的な説明を行った。1922年の陸海軍軍法会議法の制定によって、近代的な軍法会議が整備され、それを構成する5人の裁判官にただ1人の文官として法務官が加わることになった。終章はそれと対をなしている。アジア太平洋戦争開戦翌年の1942年に軍法会議法は改正され、法務官の身分は軍人になった。軍法会議は「統帥ノ要求」に従うラバースタンプ装置へと変質したのである。

無名の一陸軍法務官の生涯を本人が遺した記録に沿ってたどることで、法務官の勤務実態の一端を明らかにできた。そればかりか、軍をめぐる戦前日本の社会通念にも迫れたのではないかと考えている。執筆に当たっては、堀木の生涯を単に時系列に書いていくのではなく、堀木が記した出来事や会った人びとについて共時的に膨らませることを心がけた。第5章から第7章の章のサブタイトルはそれを表している。加えて、堀木の突然の殉職をめぐっては謎に包まれている。曾孫の方からご提示いただいた満州発の当時の電文を参照することでその謎解きに挑んだ。

その点で、コロナ禍という特殊事情があったとはいえ、旧満州で現地調査をできなかったことは返す返すも残念である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計9件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件）

| | |
|--|-----------------------|
| 1. 著者名 西川伸一 | 4. 巻 なし |
| 2. 論文標題 第四章 司法官僚 石田和外裁判官の戦後 | 5. 発行年 2021年 |
| 3. 雑誌名 司法はこれでいいのか。 | 6. 最初と最後の頁 319-346 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|--|--------------------|
| 1. 著者名 西川伸一 | 4. 巻 第559号 |
| 2. 論文標題 司法の現状：制度と運用の実態をどう把握するか 司法官僚制的人事慣行と石田和外裁判官 | 5. 発行年 2021年 |
| 3. 雑誌名 法と民主主義 | 6. 最初と最後の頁 9-12 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|--|-----------------------|
| 1. 著者名 西川伸一 | 4. 巻 第90巻第3・4号 |
| 2. 論文標題 オシントから最高裁判官人事はどこまでわかるか 矢口洪一（1984）以降の103人の人事を対象として | 5. 発行年 2022年 |
| 3. 雑誌名 政経論叢 | 6. 最初と最後の頁 129-177 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|--|---------------------|
| 1. 著者名 西川伸一 | 4. 巻 第548号 |
| 2. 論文標題 最高裁判官の指名・任命手続きについて | 5. 発行年 2020年 |
| 3. 雑誌名 法と民主主義 | 6. 最初と最後の頁 46-50 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|--|---------------------|
| 1. 著者名 西川伸一 | 4. 巻 なし |
| 2. 論文標題 最高裁を若返らせる | 5. 発行年 2020年 |
| 3. 雑誌名 政権構想の探求 | 6. 最初と最後の頁 55-77 |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である) | 国際共著 - |

| | |
|---|---------------------|
| 1. 著者名 西川伸一 | 4. 巻 第59巻第1号 |
| 2. 論文標題 覚せい剤取締法制定 (1951) 以降の覚せい剤取締りをめぐる立法過程の実証研究 | 5. 発行年 2021年 |
| 3. 雑誌名 明治大学社会科学研究所紀要 | 6. 最初と最後の頁 13-37 |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし | 査読の有無 有 |
| オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である) | 国際共著 - |

| | |
|--|-----------------------|
| 1. 著者名 西川伸一 | 4. 巻 第86号 |
| 2. 論文標題 司法制度改革で提唱された裁判官増員はどうなったのか | 5. 発行年 2020年 |
| 3. 雑誌名 法社会学 | 6. 最初と最後の頁 143-154 |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|--|---------------------|
| 1. 著者名 西川伸一 | 4. 巻 なし |
| 2. 論文標題 最高裁を若返らせる | 5. 発行年 2020年 |
| 3. 雑誌名 政権構想の探求 | 6. 最初と最後の頁 55-77 |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|--|---------------------|
| 1. 著者名 西川伸一 | 4. 巻 第93巻第1号 |
| 2. 論文標題 高等裁判所部総括判事の人事をめぐる一考察 | 5. 発行年 2020年 |
| 3. 雑誌名 法学研究 | 6. 最初と最後の頁 65-93 |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

〔学会発表〕 計7件 (うち招待講演 4件 / うち国際学会 0件)

| |
|---|
| 1. 発表者名 西川伸一 |
| 2. 発表標題 司法の現状：制度と運用の実態をどう把握するか |
| 3. 学会等名 「司法はこれでいいのか 裁判官任官拒否・修習生罷免から50年」出版記念集会 (招待講演) |
| 4. 発表年 2021年 |

| |
|-------------------------------------|
| 1. 発表者名 西川伸一 |
| 2. 発表標題 最高裁判官の指名・任命手続きについて |
| 3. 学会等名 第51回司法制度研究集会プレ学習会 (招待講演) |
| 4. 発表年 2020年 |

| |
|---|
| 1. 発表者名 西川伸一 |
| 2. 発表標題 学会議会員を務め終えて |
| 3. 学会等名 平和と人権を希求するオール明治の会緊急トーク『がんばれ！学会議～「権利自由・独立自治」の明治大学から』 (招待講演) |
| 4. 発表年 2020年 |

| |
|----------------------------------|
| 1. 発表者名 西川伸一 |
| 2. 発表標題 内閣法制局の現在 小松長官以降の変容 |
| 3. 学会等名 社会主義理論学会第81回研究会（招待講演） |
| 4. 発表年 2019年 |

| |
|---|
| 1. 発表者名 西川伸一 |
| 2. 発表標題 司法制度改革審議会で提唱された裁判官増員はどうなったのか |
| 3. 学会等名 2019年度日本法社会学会学術大会 |
| 4. 発表年 2019年 |

| |
|------------------------------------|
| 1. 発表者名 西川伸一 |
| 2. 発表標題 政治と司法の緊張関係～立憲主義にかかわらせて |
| 3. 学会等名 第10回日本における保守化・右傾化の構造研究会 |
| 4. 発表年 2018年 |

| |
|---|
| 1. 発表者名 西川伸一 |
| 2. 発表標題 軍法務官と軍事司法～戦前の軍法会議はいかに裁かれていたか |
| 3. 学会等名 第15回日本における保守化・右傾化の構造研究会 |
| 4. 発表年 2018年 |

〔図書〕 計1件

| | |
|---|-----------------|
| 1. 著者名 西川 伸一 | 4. 発行年 2020年 |
| 2. 出版社 五月書房新社 | 5. 総ページ数 424 |
| 3. 書名 増補改訂版 裁判官幹部人事の研究 - 「経歴的資源」を手がかりとして | |

〔産業財産権〕

〔その他〕

| |
|---|
| 西川伸一Online https://www.nishikawa-shin-ichi-online.com/ |
|---|

6. 研究組織

| | 氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号) | 所属研究機関・部局・職 (機関番号) | 備考 |
|-------|--|--|----|
| 研究分担者 | 小森 雄太 (Komori Yuta) (70584423) | 明治大学・研究・知財戦略機構(駿河台)・研究推進員 (32682) | |

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

| | |
|---------|---------|
| 共同研究相手国 | 相手方研究機関 |
|---------|---------|